平成２４年（フ）第３４６号
仙台市太白区西中田５丁目24番１―101号
債務者　渡辺しのぶ（旧姓大石）
1　決定年月日時　平成24年６月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月３日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２４年（フ）第７号
宮城県伊具郡丸森町字竹谷27番地１
債務者　笠間　久義
1　決定年月日時　平成24年６月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月３日まで
仙台地方裁判所大河原支部

平成２４年（フ）第５６号
宮城県大崎市古川二ノ構４番21号　コーポラス敬秀204号
債務者　松田　京子
1　決定年月日時　平成24年６月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月３日まで
仙台地方裁判所古川支部破産係

平成２４年（フ）第４２号
茨城県日立市大久保町２丁目２番33号
債務者　野田　忠志
1　決定年月日時　平成24年６月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月３日まで
水戸地方裁判所日立支部

平成２４年（フ）第５５号
茨城県日立市多賀町５丁目１番15―102号
債務者　小野　健一
1　決定年月日時　平成24年６月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月３日まで
水戸地方裁判所日立支部

平成２４年（フ）第５６号
茨城県日立市東大沼町２丁目11番２―102号
債務者　坂本　重満
1　決定年月日時　平成24年６月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月３日まで
水戸地方裁判所日立支部

平成２４年（フ）第５７号
茨城県日立市諏訪町１丁目20番22―101号
債務者　関　　房子
1　決定年月日時　平成24年６月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月３日まで
水戸地方裁判所日立支部

平成２４年（フ）第５８号
茨城県日立市桜川町４丁目12番14―１号
債務者　齋藤　久志
1　決定年月日時　平成24年６月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月３日まで
水戸地方裁判所日立支部

平成２４年（フ）第６３号
茨城県高萩市大字上手綱1606番地の１　根本荘５号
債務者　遠藤　悦子（旧姓立原）
1　決定年月日時　平成24年６月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月３日まで
水戸地方裁判所日立支部

平成２４年（フ）第１６６号
岐阜市加納村松町４丁目５番地１
債務者　小木曽直子
1　決定年月日時　平成24年６月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月３日まで
岐阜地方裁判所

平成２４年（フ）第８５５号
愛知県知多郡東浦町大字藤江字前田36番地の４
債務者　杉本　智子（旧姓中澤）
1　決定年月日時　平成24年６月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月３日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第２１１９号
大阪府東大阪市長堂１丁目18番５号　成和マンションＢ―23号
債務者　松本　武夫
1　決定年月日時　平成24年６月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月３日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第２２３５号
大阪府茨木市北春日丘４丁目５番18号
債務者　北裏　昌之
1　決定年月日時　平成24年６月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月３日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第２２４３号
大阪市西区千代崎２丁目３番11号　福里方
債務者　雪丸　直也
1　決定年月日時　平成24年６月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月３日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第２２５７号
大阪府箕面市箕面４丁目９番11―252号
債務者　荒木　義勝
1　決定年月日時　平成24年６月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月３日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第２３３５号
大阪府東大阪市吉田下島６番10号
債務者　延原大地こと　李　　大地
1　決定年月日時　平成24年６月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月３日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第２４３２号
大阪市西淀川区野里２丁目20番18号
債務者　アンティークフィオこと　石井　　治
1　決定年月日時　平成24年６月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月３日まで
大阪地方裁判所第６民事部